

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社津村測量設計	北海道標津郡中標津町東7条北7-1

2 指名停止期間

測量・設計（建設コンサルタント）
平成26年 3月 3日 ~ 平成26年 3月16日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、釧路開発建設部発注の「釧路川上流工事箇所測量業務」において、河道内横断測量実施に向けた準備作業として左右岸に作業用ロープを設置するため作業員がドライスーツ等の安全装備をした上で左岸より右岸へ徒歩渡河し作業用ロープ設置後、左岸に戻る途中に川の中央付近で転倒して溺れ、死亡した。このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準	
措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）